二　出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三　（略）

3　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第六十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　厚生労働大臣が指定した者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

三～五　（略）

4・5　（略）

（死亡の届出）

第七十四条　法第九十八条第四項の規定による遺族厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一・二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三～六　（略）

2　（略）

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図の写し

二～四　（略）

4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする

二　出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三　（略）

3　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第六十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　厚生労働大臣が指定した者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

三～五　（略）

4・5　（略）

（死亡の届出）

第七十四条　法第九十八条第四項の規定による遺族厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一・二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

2　（略）

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

二～四　（略）

4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする